総務文教常任委員会報告

令和5年6月23日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和5年6月14日午前10時00分から美浜町議会全員協議会室で、委員6名及び議長の出席のもとに本委員会を開催し、6月6日に本委員会に付託されました議案5件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、両統括幹及び各課長、生涯学習推進課課長補佐の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る6月6日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(美浜町税条例の一部を 改正する条例の制定について)

質疑:個人の町民税や軽自動車税関係の適用期限の延長に伴い、町の税収入が減るが、減った分は国から補てんはあるのか。

回答:今回の特例に関しての国からの補てんはない。

意見:収入が減った分に関しては国に補てんを求めるなどの検討をしてほしい。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて (美浜町国民健康保険税 条例の一部を改正する条例の制定について)

質疑:国民健康保険税の減額の対象となる所得基準の見直しで、5割軽減と2割 軽減の対象者は今回の改正によって増えるのか。

回答:今回の改正により、5割軽減の対象世帯は172世帯から4世帯増えて 176世帯に、2割軽減の対象世帯は174世帯から5世帯増えて179 世帯となる。

質疑:課税限度額が引上げされたが、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、 介護給付金課税額はそれぞれ何に相当する課税額なのか。

回答:基礎課税額は医療保険分、後期高齢者支援金等課税額は75歳以上の後期 高齢者医療制度に対する支援金、介護給付金課税額は介護保険料に相当 する課税額である。

議案第47号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例の 制定について

質疑:マイナンバーカードを使用してのコンビニ交付の利用実績はどれだけある のか。

回答: 令和5年2月1日からコンビニ交付が始まり2月は89件、3月は147 件、4月は123件、5月は速報値で69件となっている。

質疑:スマートフォンを利用することでセキュリティの問題は発生しないのか。 回答:ICチップには税や年金医療などに関する情報は記載されておらず、暗証 番号等で管理されている。また、不正に情報を読み出そうとするとIC チップが壊れて読み出せなくなる仕組みとなっている。

質疑:印鑑登録者持参の青色のカードは不要で処分してもいいのか。

回答:役場や出張所等で証明書を出す場合、青色のカードが無いと証明書が

出せないので引き続き持っていてほしい。

議案第48号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について

質疑:国から譲与された森林環境譲与税は基金として積上げられているのか。

回答:基金として積み立てており、今回も基金を取り崩してわかさ美浜町森づくり推進事業に600万円計上している。

質疑:今後も計画的に基金を使っていくのか。

回答:わかさ美浜町森づくりプランに従い、計画的に使っていく。

質疑:軽自動車税の環境性能割・種別割の賦課徴収の特例については、自動車 メーカーの不正行為に起因した場合、自動車メーカーの負担割合を増額 するものなのか。

回答:不正をして、町のほうに納付が不足している分についての加算金額を、 現行の10%から35%に増額するものである。

議案第49号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

質疑:改正内容に「令和4年度以前の年度分の保険税であって令和5年4月以降 に納期限が定められているもの」を追加するとあるが、どのような事例が 該当するのか。

回答:令和4年の3月に美浜町に転入された方や、遡って賦課を掛けた様な場合は納期限が4月となる。当初の制度設計では不備になるので今回追加となった。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(美浜町税条例の一部を 改正する条例の制定について)

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(美浜町国民健康保険税 条例の一部を改正する条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第47号 美浜町印鑑条例及び美浜町手数料条例の一部を改正する条例 の制定について

は、賛成多数をもって承認することに決しました。

議案第48号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第49号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午後0時09分本委員会を閉会いたしました。 以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。